

## 改正Fガス規則

# 主な変更点の概要

Fガス規則 (N 517/2014) は、EU加盟国に直接適用される (国内法体系への置き換えはない)。同規則は、2014年5月20日にEU官報で発表され、2015年1月より発効する。2014年規則は、2006年規則を厳格化したもので、Fガスの排出削減に効果が高いと思われる条項が追加されている。

### 主な変更点：段階的削減アプローチ

段階的削減は、HFCの消費量削減を達成するため、上市するHFCを、段階を踏んで削減していくという措置。EUは、2030年までに、HFCの消費量を79%削減するという野心的な目標を設定している。段階的削減措置は、2015年に施行開始となり、技術革新を促進し、地球温暖化係数 (GWP) の低い冷媒への移行が確実に実現できると考えられている。

#### 誰がこの段階的削減の影響を受ける？

段階的削減措置は、将来にわたって産業構造を変えることになる。冷媒生産者から、機器メーカー、機器の設置業者、そして消費者までのサプライチェーン全体に影響が及ぶ。

#### 段階的削減のメカニズムとは？

段階的削減措置を実施するにあたり、欧州委員会は、EU域内に上市されるHFC量の削減を確実なものにしなければならない。これを実現させるため、HFC生産者及び輸入業者は、「割当 (量)」を受け取る。割当 (量) は、CO<sub>2</sub>換算値 (HFCの重量x地球温暖化係数) で表され、これが、生産者及び輸入業者がEU域内市場に上市できる最大量となる。

#### 割当 (量) を申請できる人とは？

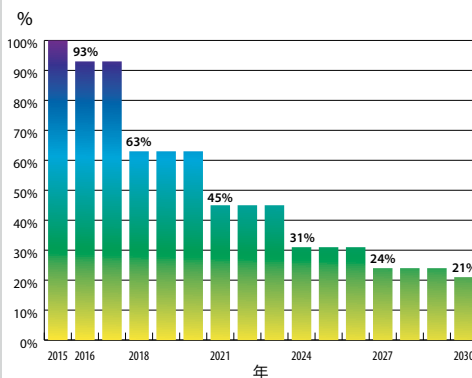
割当量は、機器に充填されていないHFCそのもの (Bulk HFCと呼ばれる) を直接扱う市場関係者が対象である。機器メーカー、機器設置業者や消費者は、割当 (量) を申請することができないが、使用するHFCはEUの割当 (量) でカバーされていないといけな



HFC (Bulk HFC) の生産者 / 輸入業者は割当の申請が可能



HFCが充填されている機器を製造するメーカー及び輸入業者は、割当 (量) を申請することができない。しかし、使用するHFCがEUの段階的削減措置でカバーされていないといけな

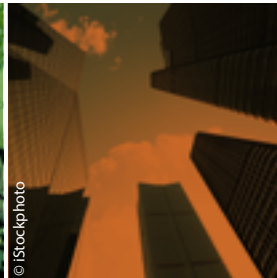


2009-2012年にEU域内市場に上市したHFCをCO<sub>2</sub>で換算した年平均量を基準とする。

### 前例のない削減！

### 新たな点は？

- **HFC消費量の大幅な削減：**  
段階的削減メカニズムの導入
- **冷媒の地球温暖化係数を重視：**  
CO<sub>2</sub>換算値を基にした漏れ検出及びレベル要件
- **上市の制限：**  
一部の機種に対する地球温暖化係数に基づく制限
- **プリチャージ 機器に充填されているHFCのトレーサビリティスキーム**
- **HFC消費量の大幅な削減：**  
商業用の大型冷凍・冷蔵機器の修理及びメンテナンスを対象とした地球温暖化係数による制限



## — プリチャージ機器メーカーの義務とは？

段階的削減の実効性を担保するため、欧州委員会は、HFCそのものという形であれ、プリチャージ機器に充填されている形であれ、EU市場に出回る全てのHFCの量を追跡する必要がある。工場にHFCを注入した冷凍・冷蔵装置、空調機、ヒートポンプ機器などのプリチャージ機器を製造するメーカーは、プリチャージされたHFCが、欧州の段階的削減スキームで認識されていることを証明しなければならない。

### — 証明方法は？

HFC (Bulk HFC) の生産業者・輸入業者とプリチャージ機器メーカーには、報告義務がある。HFC (Bulk HFC) の生産・輸入業者はすでに2006年のFガス規則の下で報告義務があったが、2014年規則では、プリチャージ機器メーカーも対象となる。EU域内の企業であるか、EU域外の企業であるかに関係なく、特別の報告義務 - トレーサビリティスキームの一種 - を順守する必要がある。特に、2017年以降、プリチャージ機器のメーカー及び輸入業者は、使用されているHFCが、EU段階的削減措置の下でカバーされていることを記した適法(性)申告書を作成しなくてはならない。詳細な報告及び申告システムは、今後欧州委員会が定める。

## EPEE – 欧州の空調、冷凍・冷蔵業界の声

エネルギーと環境に関する欧州協会 (EPEE) は、冷媒を使用した空調、冷凍・冷蔵技術を利用して、製品の製造、デザイン、設置を行っている会員が所属している。

EPEEのミッションは、EU内の空調、冷凍・冷蔵機器業界に対する理解を促進し、会員の製品の環境への悪影響を削減するために効果的なEU政策の策定に貢献すること。

## — 禁止となる製品及び設備とは？

段階的削減を進めるために、上市するHFCに対する追加的規制措置が導入される。2014年Fガス規則のAnnex IIIにリストアップされている製品及び設備は、Annexで規定された期日から、上市が禁止される。この期日は、設備のタイプやHFCの地球温暖化係数によって異なる。冷凍・冷蔵装置への規制に重点が置かれているが、空調システムも地球温暖化係数規制を順守する必要がある。

## — 漏れ防止と点検

新規則においても、漏えい防止 (Containment) はカギとなっている。Fガス取扱い業者は、Fガスの漏れを回避するためにあらゆる措置を講ずることが求められている。2006年規則では、冷媒の量 (kg) によって閾値が決められ、(冷媒回路ごとの) 機器の使用冷媒に従って、点検の方法 (頻度) が決まっていた。しかしながら、新規則では、漏れの点検は、冷媒回路に含まれる冷媒の量のCO<sub>2</sub>換算値 (トン) によって決められる。これは、実際には、改定により、漏れ点検の義務の範囲が拡大されることを意味する。典型的な例として、冷媒の地球温暖化係数が高い場合、冷媒の量 (kg) の閾値に達する前に、CO<sub>2</sub>換算値 (トン) における閾値に達することもありうる。

## — 研修と認証

研修と認証は、HFCが十分な注意のもとで取り扱われるために不可欠である。2006年規則で対象となっているFガスを取り扱う従業員個人だけでなく、設置、修理、メンテナンスを行う業者も認証を受ける必要がある。

現在のところ、EU加盟国で、統一された研修・認証システムは存在していない。しかしながら、一加盟国で受けた研修・認証は、他加盟国においても認められるべきである。また、安全に配慮した代替冷媒により焦点をあてた研修の機会が創出されることも期待している。

